

令和2年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和2年12月1日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 3＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 3～P 6＞
- 日程第 5 報告第 18 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 6～P 7＞
- 日程第 6 報告第 19 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 7 議案第 95 号 人権擁護委員候補者の推薦について（小林雅子氏）＜P 7～P 8＞
- 日程第 8 議案第 96 号 人権擁護委員候補者の推薦について（寺地 優氏）＜P 8＞
- 日程第 9 議案第 97 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について＜P 8～P 9＞
- 日程第 10 議案第 98 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について＜P 9～P 10＞
- 日程第 11 議案第 99 号 足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 10～P 11＞
- 日程第 12 議案第 100 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 11～P 12＞
- 日程第 13 議案第 101 号 足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例＜P 12～P 13＞
- 日程第 14 議案第 102 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例＜P 13＞
- 日程第 15 議案第 103 号 足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例＜P 13～P 15＞
- 日程第 16 請願第 3 号 コロナ禍による地域経済対策審議を求める請願書＜P 15＞
- 日程第 17 決議案第 1 号 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し核のごみの持込みに反対する決議＜P 15＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和2年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番木村明雄君、12番井脇昌美君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 11月30日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月1日から12月11日までの11日間とし、このうち2日から8日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月1日は、最初に議長が諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第18号から報告第19号の報告を受けます。

次は、議案第95号から議案第103号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

請願第3号及び決議案第1号については、

総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審議といたします。

9日は、一般質問を行います。

10日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、了解をお願いいたします。

なお、議案第104号から議案第112号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出された際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、2日から8日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月3日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいた

します。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、令和2年9月1日開催の第3回足寄町議会定例会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

全国の緊急事態宣言の解除後、国・北海道においては、イベントや外出自粛、休業要請を段階的に緩和してきましたが、北海道においては感染の状況に応じて独自に5段階の警戒ステージを設定することとし、医療提供体制や新規感染者数などを指標として、ステージに応じて行動自粛等の要請を行うこととなりました。

その後は、新北海道スタイルの徹底などの感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めることとしてきましたが、10月に入り徐々に感染が拡大したことから、10月28日、北海道は独自の警戒ステージを2に引き上げました。11月7日には、さらに警戒ステージを3に引き上げ、12月11日までを集中対策期間として、感染リスクを避けられない場合は札幌市との不要不急の往来を控えるなど、さらなる感染拡大防止対策を実施することとなりました。

本町においては、防災行政無線や広報あしよろ、ホームページ等を活用し、感染防止策として手洗いやマスク着用、発熱等の症状がある方は外出を避けるなど、新しい生活様式に基づく行動の徹底・継続を町民の皆様に継続して呼びかけているほか、町内医療機関との情報交換や介護事業所への感染防止対応説明会を開催するなど、感染防止に向けての対応を行っています。

次に、小中学校の対策状況について御報告いたします。

北海道の警戒ステージが移行になったことから、本町においても北海道教育委員会からの通知に基づいて、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準のレベルを移行し、児童生徒等の同居の家族に発熱等が見られる場合には感染防止のため出席停止の措置を取ることができることとしています。また、寒冷期ではありますが、換気を徹底するなど引き続き感染対策を図っています。

続いて、足寄町の基幹産業である農業を取り巻く情勢について御報告いたします。

4月、5月の春耕期においては、新型コロナウイルス感染症の影響はまだ受けておりませんが、収穫をほぼ終えた10月末においては、農業経営に大きな影響が出てきております。

農産部門では、観光需要の低迷から小豆を原料とするあんこ消費の激減が取引価格に直結し、令和元年度の取引相場との価格差は小豆で1俵当たり7,000円減と大幅に低迷しております。また、金時については収穫時の長雨による品質の低下も重なった結果、生産費割れとなり、手亡にあっても1俵当たり6,000円減と低迷している現状であります。

畜産部門においては、今年の2月以降から新型コロナウイルス感染症の影響による外国人の国内消費の低迷により、和牛素牛販売価格が下落し、平均価格で1頭当たり約15万円減少し、肥育農家の収入減少が繁殖農家にも連鎖している状況です。また、酪農家の交

雑種F1ほかの育成牛頭も約4万円から11万円程度販売価格が落ち込んでおります。

このような中、足寄町農業協同組合から、和牛部門で約2億3,000万円、酪農部門で1億8,000万円、農産部門で8,100万円、合計4億9,100万円の減収と試算しているとの報告を受けています。

本町としましては、足寄町農業協同組合からの要望を受け、他地域に比べて生産条件が不利な足寄町の基幹産業である農業を衰退させることなく、農業者の生産意欲向上、生産拡大、営農の維持をしていただくためには、現下のコロナ禍にあっては町による一定の支援が不可欠と考え、足寄町農業協同組合による減収試算額をベースに1億1,500万円を足寄町農業協同組合に補助する補正予算を本定例会に提案させていただきました。

財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

次に、商工振興対策ですが、町内の消費喚起を目的として足寄町商工会が発行した、第2弾頑張ろうあしゅろ！プレミアム商品券は発行数の、ここに2,000と書いておりますけれども4,000の間違いでございました。大変申し訳ございません、訂正のほどよろしくお願いたします。4,000セットが完売となりました。

足寄町商工会では、今後の事業計画として足寄町商工会事業補助金を活用し、12月1日から令和3年1月2日の期間で、年末年始感謝売出し&宝くじセールを実施するほか、コロナ感染拡大により警戒ステージが上がっている中で年末の忘年会等の開催自粛による飲食業者の収入減が想定されることから、テイクアウトや出前による消費喚起や小売店独自のサービス提供に向けた合同公告にクーポン券をつけるなどを企画しております。

ウィズコロナ社会の中、事業者におかれましては新北海道スタイルの実践等の感染症対策をしっかりと行っていただくほか、町民の皆様にも新しい生活習慣を実践し、日々の生活

の中で町内店舗を利用させていただくよう周知を図ってまいります。

次に林業関係についてですが、コロナ禍による丸太の受入れ制限や販売価格の引下げなど、木材需要の減少や価格低迷により、林業・木材産業の経営にとって厳しい状況でありましたが、近況として木材需要は微増ながら回復傾向となってきております。

本町の林業事業者の現状としては、春先からの町有林、民有林及び国有林の除伐、下刈り等の造林事業の発注により、コロナ禍による大きな影響を受けずに経営を継続しており、冬期間の造材事業も各社予定をしていると聞いております。

今後、コロナ感染拡大の影響により、製材工場の受入れ停止などによる素材生産事業の中止等、不測の事態にも柔軟に対応すべく冬期間の雇用対策経費については、既に第3回足寄町議会定例会において森林環境推進事業として予算を計上しております。

今後におきましても、さらに新型コロナウイルス感染症対策を図ってまいります。迅速な対応が必要になり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組について御報告いたしました。今後、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく、全力で取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、十勝圏広域消防運営計画に基づき、広域化後5年をめどに検討してきました給与制度の統一、消防力の基準などの重要施策について、市町村間で協議を進め大枠の方向性がまとまりましたので、現時点での検討状況を御報告いたします。

初めに、給与制度であります。平成30年4月に帯広市の給与制度を基本とした組合

の給与条例を制定し、新規採用職員から先行して統一を図っており、既存職員につきましては令和3年度からの適用を目指し、検討を進めております。

既存職員の給与統一に係る基本的な考え方については、3年間の現給保障を行いつつ、帯広市の制度に一元化することを基本とする運営計画に基づき、1点目として移行時点における給与額を引き継ぐこと、2点目として移行時に昇格する場合は直近上位額を基本とすること、3点目として給料表が8級制になることにより構成町村の規定より低い割合となる期末・勤勉手当の4級役職加算や現在支給している特殊勤務手当については、経過措置として3年間現給保障すること、4点目として経過措置終了後に1号俸上位に格付すること、5点目として職員一人一人の生涯給与推計額に応じて各町村の判断により号俸調整を行うことができることの5項目を基本に、制度統一を図るものであります。

給与制度統一に係るスケジュールは、来年2月の組合議会定例会に給与条例の一部改正議案を提案し議決を頂きましたら、令和3年4月より統一した運用を図りたいと考えております。

次に職階級であります。階級の統一につきましては、国が示す消防吏員の階級の基準に基づき、消防局長の階級を消防正監とし、各階級で適用する基本的な役職を定め、統一を目指しております。運営計画に基づき、職員の現階級を保障して、8区分ある階級に職責に応じた役職を定めて移行するほか、消防司令以上の階級は管理職員として統一するものであります。また、組織体制については市街地を管轄する帯広、音更、芽室及び幕別の各消防署を課制、その他の消防署については係制による組織体制で統一を図るものであります。

次に勤務形態であります。勤務シフトの2部制をはじめ、就業時間や休憩時間の統一に向けた検討を進めております。

次に消防力の基準であります。国が示す

消防力の整備指針に基づき、十勝における地域実情を反映した消防力の基準を策定するものであります。署所の配置ですが、帯広市、音更町、芽室町、幕別町札内地区を一つの市街地として捉えることで、広域化のスケールメリットを生かした効果的な配置が可能となることから、市街地では8署所を基準とし、その他の地域では署所間の距離や併設する消防団施設を勘案し、それぞれ21署所及び4所を基準とするものです。消防車両につきましては、消防ポンプ自動車、救急自動車、特殊車両などそれぞれ必要数を基準数として配置し、配置人員につきましても警防要因、予防要員、総務要員と管轄人口や所属職員数に応じて配置するものであります。

次に広域化消防施設・設備整備計画であります。運営計画に基づき策定するもので、令和3年度からの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化などを踏まえ随時見直しを検討するものであります。計画では消防庁舎、消防水利、消防車両、消防用資機材について更新目安を定め、適正な維持管理に努め、効果的な更新整備を進めるものであります。

今後も引き続きオール十勝により十分な協議、検討を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告いたします。

以上、2点の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第18号
予定価格1,000万円以上の工事又は製造
の請負契約の締結について、提案理由の御説
明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定
により、次のとおり報告するものでございま
す。

2ページの別紙をお願いいたします。

令和2年8月25日から令和2年11月1
9日までの期間で、足寄町議会総合条例第1
2条第1項第1号の規定により報告する工事
又は製造の請負は8件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対
し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま
す。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第1
9号足寄町水道事業の業務に関する予定価格
1,000万円以上の工事又は製造の請負契
約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書3ページ
をお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第19号
足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,
000万円以上の工事又は製造の請負契約の
締結について、提案理由の御説明を申し上げ
ます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定
により、次のとおり報告するものでございま
す。

令和2年8月25日から令和2年11月1
9日までの間で、足寄町議会総合条例第12
条第1項第2号により報告する工事又は製造

の請負上水道事業会計分は、4ページにご
ざいます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対
し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま
す。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第95号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第9
5号人権擁護委員候補者の推薦についての件
を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま
す。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題とな
りました、議案第95号人権擁護委員候補者の
推薦について、提案理由の御説明を申し上げ
ます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推
薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項
の規定により議会の意見を求めるものでござ
います。

推薦をする方につきましては、住所、足寄
郡足寄町西町7丁目3番地37、氏名、小林
雅子氏、昭和36年12月10日生まれの方
でございます。

提案理由といたしましては、令和3年6月
30日をもって任期満了となることから再任
をお願いするものでございます。

小林雅子氏の学歴、職歴等の略歴につきま
しては記載のとおりでございますので、説明
を省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いを申し
上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案
理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第95号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適正と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第96号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第96号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第96号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦をする方につきましては、住所、足寄郡足寄町栄町2丁目164番地9、氏名は寺地 優氏、昭和31年7月1日生まれの方でございます。

提案理由につきましては、令和3年6月30日をもって任期満了となることから再任をお願いするものでございます。

寺地 優氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第96号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第97号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第97号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) 議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第97号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年9月1日、第3回定例会におきまして変更の議決を頂きました足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定につきまして、協定の一部を変更するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によ

り、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の理由ですが、足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定において、入札差金の発生により減額変更を行う必要が生じたため、協定の事業費を8,800万円から8,620万7,000円に変更をお願いするものでございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者、理事長 森岡泰裕氏でございます。

なお、8ページに協定（案）を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第98号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書9ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第98号十勝圏複合事務組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年8月に鹿追町、新得町のほうから十勝圏複合事務組合にごみの搬出をお願いしたいという申出がございまして、十勝圏複合事務組合の規約の一部を次のように改正するものでございます

改め文を御覧いただきたいと思っております。

第3条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「鹿追町、新得町」を加えるものでございます。

附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案書10ページに新旧対照表を添付いたしましたので御参照いただければと思っております。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第99号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第99号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書11ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第99号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正される条例は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づいて承認された、計画地域内において整備され地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体を定める省令第2条に該当する対象施設について、固定資産税の減免を規定するものでございます。

このたびの改正は、令和2年9月に中小企業の事業承継の促進のための中小企業におけ

る経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、条ずれが生じたために本条例第1条で引用しております地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名中、「第25条」を「第26条」と改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用することとしております。

議案書12ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第99号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第100号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第100号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書13ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第100号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、去る9月に地方税法施行令が一部改正され、令和2年政令264号となります、改正され、国民健康保険税に関する条項の改正がなされたことに伴い、足寄町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、改め分の説明は省略し概要を御説明申し上げます。

本町は、国民健康保険税のうち所得割の課税に際して、総所得金額から基礎控除額を差し引いた金額に所得割の案分率を乗じて所得割を算定しております。地方税法の改正により、国保税算定における基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。一方で、給与収入、年金収入から所得を算定する際の控除額は10万円引き下げる改正がなされており、所得額が10万円増えることとなります。

今回の改正では、国民健康保険税条例第23条第1号から第3号に規定している均等割、平等割の7割、5割、2割の軽減基準額の算定におきまして、その算定と算定の基礎

となる金額を基礎控除額の引上げを受けて33万円から43万円に改めるとともに、一定以上の給与収入、年金収入を持つ人が複数いた場合、昨年と収入が同じでも控除額が10万円減額されていることによりまして、それぞれ所得が10万円ずつ増えるため、場合によっては従来と同じ軽減が受けられないケースが生じることになります。そのためにそれぞれの軽減基準に給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるという文言を、それぞれ各号に加えることで軽減基準の調整を行うものでございます。

この改正後の条例は令和3年1月1日からの施行としており、その適用については改正後の国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後のものから適用し、令和2年度までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

議案書14ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分からスタートをいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第101号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第101号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) 議案書15ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第101号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和2年度の税制改正におきまして、所得税法並びに租税特別措置法の改正がなされ、納税環境の整備のため市中金利の実績を踏まえた利子税還付加算金の割合の引下げを行うとともに、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても割合が引き下げられました。

地方税法におきましても、租税特別措置法を引用して特例基準割合を規定していることから同様な改正がなされており、特例基準割合が延滞金、猶予、還付加算金の3つの特例基準割合に名称を改正されるとともに、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合とし

て規定され、それらの割合の引下げがなされております。

足寄町後期高齢者医療に関する条例においては、地方税法に倣って租税特別措置法を引用して延滞金について規定していることから、所要の改正を行うものでございます。

改め文を御覧いただきたいと思います。

同条例では附則第2条に延滞金の割合の特例を規定しており、改正の内容といたしまして、1点目に「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、2点目に「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、3点目に「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、4点目に「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、5点目の改正点として「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるという内容としており、法律が改正した文言に条文を改めたものでございます。

附則におきまして、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、改正後の附則第2条の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとしております。

議案書16ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第102号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第102号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第102号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、令和2年度の税制改正におきまして、所得税法並びに租税特別措置法の改正がなされたことから、議案第101号の足寄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様に、条例内の文言を整理し所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましても、議案第101号と同様の内容となっております。

附則において、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、改正後の附則第6条の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例

によることとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第103号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第103号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

消防課長 大竹口孝幸君。

○消防課長(大竹口孝幸君) ただいま議題となりました、議案第103号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明

を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、消防団員の費用弁償の災害出動手当及び訓練・警戒その他の出動手当について改正するものであります。

平成25年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律に基づき、消防団への加入促進、消防団員への処遇改善等に関して必要な措置を講ずることが義務づけられました。

消防団は地域における消防、防災体制の中核として、町民の安心・安全の確保を図るとともに、地域コミュニティの維持及び発展にも大きな役割を果たしており町民の期待も大きいことから、今回費用弁償を改正し消防団への入団促進及び処遇改善を図るものでございます。

改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表2中「5,100円」を「7,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

討論でいきますか。質疑はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 今回の災害そして訓練、言わば出動手当の費用弁償に対する改正、先般11月26日、所管であります総務産業常任委員会で消防、大竹口課長より細かな説明を受け、二、三の質疑をさせていただきまして、全員賛成の決を採らせていただいたところでもございます。

そこで、この中である1件の開示をさせていただきました。その開示とは、団員の年額の報酬は幾らですかということに触れさせていただきました。文教厚生常任委員さんもおられることですから、私らも分からないところが一部あったのですけれども、一つの現在の報酬額として団員さんが年額3万2,000円です。団長さんで年額8万6,000円でございます。非常にこれがずっと延々とこの額が経過、時間を経てきているようなのですけれども、当町は承知のとおり、本当に他町と違う行政の広い区域を管理、言わば監視させてくれているわけでございます。当然、今回の改正によって、管内ではある程度上位に属する改正をされたということは逆に我々等、言わば関連委員会としてはもろ手を挙げて賛成した経過でもございます。

それを期にひとつお願いをここで申させていただきますと思うことは、近い将来で結構です。団員さんの言わば年額の報酬の改正を望むところでもございます。そういう中で、常に団員さんは町民の安心そして安全な暮らしをしっかりとこうしてお守り願っているわけですから、もうひとつここで御検討を願ひ、今回のこの提案に賛成討論をさせていただき意見を述べさせていただきました。

○議長（吉田敏男君） 他に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、反対の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第103号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 請願第3号コロナ禍による地域経済対策審議を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題になっております、請願第3号コロナ禍による地域経済対策審議を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号コロナ禍による地域経済対策審議を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることと決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 決議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 決議案第1号「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し核のごみの持込みに反対する決議の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規

定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題になっております、決議案第1号「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し核のごみの持込みに反対する決議の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し核のごみの持込みに反対する決議の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月9日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時25分 散会

令和2年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員